

## ロシアによるウクライナへの侵略に抗議し、軍の即時撤退と 平和的解決を強く求める決議

本年 2 月 24 日から開始されたロシアによるウクライナへの侵略は、武力行使を禁ずる国連憲章の重大な違反であり、国際社会の平和と安全を著しく損なう暴挙であり、断じて許すことはできない。

人類の恒久平和の願いをよそに、ロシア軍の侵略により、子どもをはじめとする多くの市民の命が奪われている状況は、到底容認できない。

また、ミサイル攻撃により、ウクライナに拠点を置く日本企業をはじめ現地在留邦人の生命が危ぶまれる事態である。

ロシアのプーチン大統領は、核兵器の使用を示唆する発言を行っており、被爆国である日本国民として、核兵器の廃絶と世界恒久平和の実現を願う人々の想いを踏みにじるもので、強い憤りを覚える。

三郷町では、昭和 61 年 9 月に町議会で、非核三原則の完全実施と核兵器廃絶を願い、住民の平和と暮らしを守る都市として「非核平和都市宣言」を行っており、ウクライナへの侵略はそのような願いに反するものである。

よって、三郷町議会は、ロシアによるウクライナ侵略に厳重に抗議するとともに、軍の即時撤退と関係国政府においては一日も早い平和的解決に向けた外交努力を行うことを強く求める。

以上、決議する。

令和 4 年 3 月 1 4 日

奈良県三郷町議会